

## 郡山市図書館における音楽配信サービスの館外利用権発行基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、インターネットを活用し、市民がより音楽に親しめるよう音楽配信システム「ナクソス・ミュージック・ライブラリー（以下「NML」という。）」のリモートアクセスによる館外利用サービス（以下「当サービス」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (管理及び運営)

第2条 当サービスの管理及び運営は中央図書館が行うものとする。

### (利用資格)

第3条 当サービスを利用できるのは郡山市図書館に利用者登録をしている市民及び市内在勤・在学・在住者とする。

### (利用可能な図書館)

第4条 当サービスは中央図書館、希望ヶ丘図書館、安積図書館、富久山図書館で利用できるものとする。

### (利用の手続)

第5条 図書館職員は、利用権発行の申出を受けた後、利用者登録を確認した上で当サービスの利用に必要なIDとパスワード（以下「利用権」という。）を記載した用紙を発行し、NML利用権発行台帳（第1号様式）に必要事項を記入するものとする。

### (利用権の有効期間)

第6条 発行された利用権の有効期間は、その利用権でNMLに初めてログインした日から15日間とする。ただし、NMLのシステムの仕様により、毎年3月31日をもってログイン履歴のない利用権は全て失効する。

### (利用の制限)

第7条 利用者は、当サービスの利用に際し、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 発行を受けた利用権を第三者に譲渡又は貸与すること。
- (2) NMLから配信される音楽データを、著作権者の許可なく複製・放送・送信すること。
- (3) 有効な利用権を所持した状態で、新たな利用権の発行を受けること。
- (4) その他中央図書館長が不相当であると認める行為。

2 中央図書館長は、利用者が前項各号のいずれかに該当する行為をしているときは、利用を制限し、または停止することができる。

### (利用権発行の回数)

第8条 利用権の発行は、1人につき1日1回とする。

### (利用料)

第9条 利用料は、無料とする。

(損害賠償)

第10条 突発的なシステムのダウンやウィルスによる損害等、当サービスを利用することで利用者が損害を被った場合であっても、市はその責めを一切負わない。

(委任)

第11条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この基準は、平成29年8月1日から施行する。